

よろしく御審議をいただきまして、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第七十七号について採決いたします。

お諮りいたします。

(本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十七号は、原

案のとおり同意されました。

ここで森田 猛君からごあいさつをお願いいたします。

○教育委員会委員(森田 猛君) ごあいさつ申し上げます。

貴重な時間を割いていただきまして、ごあいさつする機会を与えられたことに

厚く御礼申し上げます。

今回、教育委員会教育委員として御同意いただきました。現在の教育行政の重要さを考えますと、この責任の重大さを痛感するわけでございます。浅学非才の身でございますが、議会の御支援、御協力をいただきまして、無事、全力を尽くして進めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

簡単でございますが、ごあいさつにかえらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(田村市郎君) 日程第二十一議案第七十八号福生市監査委員の選

任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 御指名をいただきましたので、議案第七十八号福生市監

査委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

福生市監査委員のうち山下久吉氏は八月二十九日が任期満了であります。

た。私といましては山下さん、過去十五年間、監査委員として精励され、知識も豊富であり、かつ計数にも明るく適任者と存じまして引き続き山下久吉氏を監査委員にお願いしたいと考え、本案を提案したわけでございます。

履歴につきましてはお手元の議案書に添付してございますのでごらんいただきたいと思います。

よろしく御審議をいただきまして、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第七十八号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十八号は、原

案のとおり同意されました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十二議案第七十九号福生市固定資産評

価査定委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 御指名をいただきましたので議案第七十九号福生市固

定資産評価価査定委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げ

ます。

福生市固定資産評価価査定委員会委員でありました磯村武夫氏は五期の長きにわたり務められ八月三十一日をもって任期満了となりました。

このたびその後任をいたしまして新たに堀田晴二氏を選任したいと存じま

す。堀田晴二氏につきましては、福生駅西口再開発協議会副会長、福生市

商店街協同組合副理事長等多くの役職を務められております。私とい
たしましては豊かな知識と経験を持たれております。堀田晴二氏に期待し、
選任したいと存じますので、よろしく御審議をいただきまして御決定く
ださいますようお願い申し上げます。提案理由といたします。ありが
とうございました。

○議長(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議案第七十九号について採決いたします。

お諮りいたします。

本会には原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よって議案第七十九号は、

原案のとおり同意されました。

○議長(田村市郎君)

日程第二十三 議案第八十二号 少額貯蓄非課税制

度の現行維持に関する意見書を議題といたします。

本会について提案理由の説明を求めます。

(十七番 東田正治君登壇)

○十七番(東田正治君)

御指名でございますので議案第八十二号について提案

理由の説明をさせていただきます。

元ほど御可決いただきました陳情書の中にもございましたが、現在、政府税
制調査会において少額貯蓄非課税制度の全廃を含めた見直しは議論
されているところでありますが、この制度を廃止しようということは少額貯蓄
しか持たない多くの利用者を犠牲にすることでもあります。貯蓄は国民生
活に必要不可欠なものであり、安易に少額貯蓄非課税制度を全廃し、利子
課税することは深く定着した健全な国民生活の維持を福祉の向上とも
損なうことになりかねません。

国民の少額貯蓄を保護する立場から、御配付されております意見書

を本会議において御可決賜り、関係行政片に提出していただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明と並びたい

○議長(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議案第八十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第八十二号は、

原案のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第二十四 陳情第五十九—五号 租税教育の推進

に関する陳情書と議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたら、お願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で意見は終わります。

陳情第五十九—五号についてはお手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務

委員会に付託いたします。

○議長(田村市郎君)

追加日程第二 議案第八十三号 福生市組織条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生田国利君登壇)

○企画財政部長(生田国利君)

議案第八十三号 福生市組織条例の一部を

改正する条例について、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本条例の改正理由といたしましては、御承知のとおり、現行組織は昭和五十七年

四月から組織化されたものでございしますが、その後、社会情勢や行政形態の

変化などにより行政を取り巻く環境が著しく変貌してあります。そこで、これらの状況の中で今後予想される新たな行政の展開にも対応すべく行政組織の改正が必要になっており、今回改正しようとするものです。

具体的内容につきましては、まず現行組織条例の組織は五部制となっており、それぞれの部の主要事務が明記されておりますが、今回の組織改正に基き改正する事項は、まず第二条の企画財政部に新たに事務分掌に明記されております。基地方策と主要な施策の渉外を担当するたの渉外担当主幹を置き、企画財政部に主要施策の渉外に関するところをつけ加えるものであります。

また、市政の総合企画と調整を従来は一本で明示してまいりましたが、これに今回の改正で分離し、総合企画は企画財政課に、調整事務は従来、の主管に事務分担するたの一項及び六項に分離したものでございます。

それから、同条——第二条の総務部の関係につきましては現在の秘書目で担当している秘書及び渉外の事務につきましては、今回の組織改正で渉外部門が企画財政部で所管することになった関係から秘書の渉外部門を

文書に改めるものでございます。

次に、同条市民部の関係ですが、現在福祉部で所管してまいりました国民健康保険及び国民年金に関する事務は内容が市民課の住民登録や転出入の関係が多いため市民部に所管へえを行くたの新たに追加すること、なお、参事まで、福祉部にあった保険年金課が市民部市民課に編入するわけでございます。

次に、経済課に関するところにつきましては従来と同様でございまして、四項の公害に関するところ、六項の消防その他住民の安全に関するところは従来同一で、組織改正によりまして分離したわけでございます。五項、清掃に関するところは、これも保健衛生及び清掃に関するところと一本でしたが、清掃に関するところは市民部へ、保健衛生については後ほど説明いたしますが、福祉部へそれぞれ分離するものです。

同条福祉部につきましては保健衛生とつづいてある分掌事務名称を健康管理と変更いたしまして健康係に関する事務を入れ、すべが福祉部で所管することになりましたが、これは老人医療の関係等が福祉部との関

連性の強みで新たに福祉部に追加するものでございます。

第三案につきましては、同条中別に条例で定めるといふのは、当市におきか
部に関し条例で定め、部の下に置く課以下の組織については規則で定めよ
うとしていたことから同じ課として位置づけながら法律上、条例で設置しな
ければならぬものがあり、それについては条例で定め、その他については規則に
よって定めることとしたためにこのような表現となっております。しかし、他市の例
などを参考に御指摘の事項について検討した結果、法律が条例で設置し
するものにうたっている点についてはあえて条例に表現する必要もないと判断
されることから今回単に市規則で定めると改めようとするものでございます。
附則といたしましては、この条例の施行期日は市規則で定めようとするもので
ございます。なお、市規則で定めようとする趣旨は、本条例を御議決した
日より早く昇格者の決定、人事異動等につきまして今後事務処理
上の準備の期間を必要といたすわけでございますが、これらの手続を可及
的速やかに決定いたしました時点において本条例を施行しようとするほうえに
よるものでございます。

また、お手元に御配付しております新旧対照表及び組織図資料につきま
すしては今回の条例が可決されますと公布の日より資料による組織に変更
しようとするものでございます。

以上、はなはだ雑駁でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御可
決くださいますようお願い申し上げます。説明にかえらせていただきますと思
います。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十三号は、総務委員会に付託
したいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十三号は、

総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。

委員会審査のための明二十二日から九月三十日までの九日間休会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって明二十二日から九月三十日までの九日間休会とすることに決定いたしました。

なお、次の本会議は十月一日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時三十五分 散会

(五) 福総庶発第千八百六十二号

昭和五十九年九月十八日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

追加議案の送付について

昭和五十九年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第六十八号 昭和五十八年度福生市一般会計決算認定について

二 議案第六十九号 昭和五十八年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

三 議案第七十号 昭和五十八年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について

四 議案第七十一号 昭和五十八年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会

計決算認定について

五 議案第七十二号 昭和五十八年度福生市下水道事業会計決算認定について

六 議案第七十三号 昭和五十八年度福生市受託水道事業会計決算認定について

- 七 議案第七十四号 (仮称) 田園地区学習等供用施設及び児童館建築工事請負契約
- 八 議案第七十五号 福生市助役の選任について
- 九 議案第七十六号 福生市教育委員会委員の任命について
- 十 議案第七十七号 福生市教育委員会委員の任命について
- 十一 議案第七十八号 福生市監査委員の選任について
- 十二 議案第七十九号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第八十二号

少額貯蓄非課税制度の現行維持に関する意見書

右の議案を提出する。

昭和五十九年九月二十一日

提出者	東	田	正	治
賛成者	村	野	和	一
"	森	田	治	男
"	小	野	沢	久
"	遠	藤	洋	一
"	林	田	武	
"	上	野	重	勝

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

少額貯蓄非課税制度の現行維持に関する意見書

政府税制調査会においては、郵便貯金やマル優等の課税も含め少額貯蓄非課税制度の見直しを論議されているが、この少額貯蓄非課税制度は、国民の少額な貯蓄を保護し、わが国の貯蓄奨励に大きく貢献するとともに、国民生活に深く定着し、健全な国民生活の維持と福祉向上にきわめて大きな役割を果たしている。

言うまでもなく、貯蓄は社会経済発展の基礎であり、国民の地道な努力によつて積み重ねられた少額貯蓄の集積が、日本の社会経済の発展を支えてきた。

このような貯蓄を保護育成している少額貯蓄非課税制度を廃止し、安易に利子課税することは、わが国の貴重な財産である国民の勤儉貯蓄の精神を損なうこととなる。

よつて、当市議会は、政府に対して国民生活における貯蓄の役割を十分に踏まえ、現行の少額貯蓄非課税制度を維持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十九年九月二十一日

福生市議会議長

田 村 市 郎

内閣総理大臣
大蔵大臣 殿
郵政大臣

陳情第五十九―五号

租税教育の推進に関する陳情書